

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第12条の3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第5条第1項第3号から第5号まで（許可の基準）、第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）及び第12条の3（報告徴収等）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、同法第5条第1項第3号から第5号までに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：